

## 倫理審査申請書類等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

生命倫理審査委員会事務局

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、元号が改められる場合の元号による年表示については、以下の方針に沿って取り扱うこととする。

### 1. 元号による年表示に関する原則

#### (1) 改元日前までに作成した倫理審査申請書類等

各研究者が作成した文書（電磁気記録を含む。以下同じ。）において、「平成」（「平成」を意味する記号を含む。以下同じ。）を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものとする。

#### (2) 改元日以降に作成する倫理審査申請書類等

元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとする。

各研究者が倫理審査申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けるものとする。

### 2. 個別事項

#### (1) 倫理審査申請書類等

各研究者が作成した文書について、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする変更申請は行わないものとする。

改元以外の理由により変更申請を行う際に、倫理審査申請書類等について必要な変更を行うものとする。

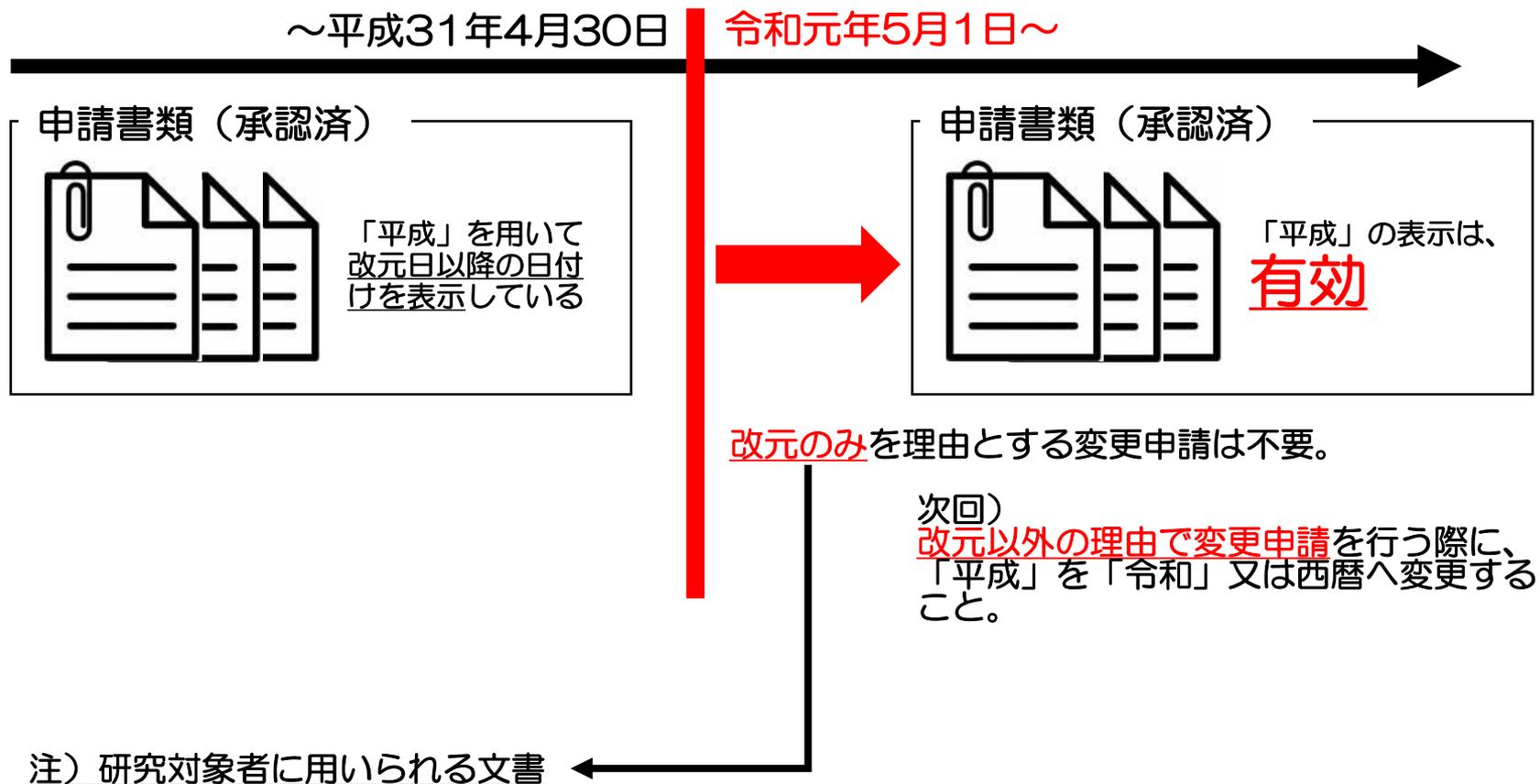
（注）改元日以降に説明文書・同意書・同意撤回書、情報公開文書、アンケート等、研究対象者に用いられる文書については、研究対象者に混乱や不便を生じさせない観点から、以下のとおり、対応することができる。

（対応例）

- ・「平成」を「令和」又は西暦へ変更する。
- ・「平成」のままでも有効である旨の説明を行う。

※改元のみを理由とする変更申請を行わないことに対する措置。  
元号以外の記載を委員会の承認無しに変更することはできない。

# 改元に伴う元号による年表示の取り扱い



「平成」の表示を、「令和」や西暦に変更して使用することができます。（変更についての承認が無くても可）

⇒研究対象者に用いられる文書については、研究対象者に混乱や不便を生じさせないようにご対応ください。

※元号以外の記載の変更はできません。  
元号以外を変更する場合は、通常と同様に変更申請を行って下さい。